

# VHS・VHS-C・Hi8 テープの複製（デジタル変換）について

富山県映像センター

VHS・VHS-C・Hi-8 テープの複製（デジタル変換）において、映像の中に著作権・著作権のある映像（テレビ番組など）が録画されている場合があります。

本センターでは、著作権・著作権のある映像に関する複製などはかたく禁じております。  
著作権法第30条「私的利用のための複製」における条件、「3. 誰でも使える状態で設置してあるダビング機などを用いないこと」と規定されており、本センターでは私的利用であっても利用できません。

## 【著作権上問題がない映像の複製】

■希望される方は以下の点をご理解の上、ご利用願います。

- ① VHS・VHS-C・Hi-8 テープの内容を映像センター職員が確認します。  
(確認のため、約1週間お預かりします。確認を拒否される場合は、ご利用できません。)
- ② 確認後、ご連絡いたします。内容を確認したい場合は、こちらの確認終了後、利用可能なテープのみ確認できます。その後、利用可能なテープのみご利用可能です。映像工場の予約をお入れください。
- ③ デジタル複製後の編集は、利用者が行います。(最初は職員がサポートします。)
- ④ 複製に利用したデータは編集終了後、本センターにて削除いたします。
- ⑤ 利用者には編集したDVDのお渡しとなります。DVD作成時に再び映像センター職員が映像を確認いたします。

■お預かり原版について

- ① お預かりしたメディアは細心の注意を払ってお取り扱いしますが、万一の事故についての補償はいたしません。
- ② テープが劣化している場合（カビ、シワ、破れ等がひどい場合）は、取り扱い不可とさせていただきます。
- ③ 海外方式で記録されている作品に関しては対応できません。

上記の内容をご理解の上、ご利用をお願いします。  
ご理解を得られましたら下記に署名をお願いします。

上記の内容を了承しました。

年 月 日

氏名

連絡先